

前回定期審査（令和6年度定期審査）からの主な変更点

(1) 富士吉田市希望業種の廃止について（建設のみ）

- 建設工事の登録を希望し、登録希望団体として富士吉田市を希望する場合に必要な第一希望の申請が不要になりました。

(2) 南アルプス市希望業種の廃止について（建設・測量）

- 測量・建設コンサルタント等業務又は建設工事の登録を希望し、登録希望団体として南アルプス市を希望する場合に必要な第一希望及び第二希望の申請が不要になりました。

(3) 富士吉田市登録希望職種制限の廃止

- 富士吉田市は前回審査では「建設工事」を申請した場合は他の職種に申請できないこととなっておりましたが、制限を廃止し、建設工事を希望した場合であっても他の職種を希望できるようになりました。

(4) 事業者連絡先の申請項目統合

- 事業者担当者を本社情報、委任営業所情報（委任営業所で登録する場合入力必須）、事業者担当者情報でそれぞれ連絡先と担当者名を入力することとなっておりましたが、事業者担当者の連絡先の本社情報、委任営業所情報の担当者情報の入力を廃止し、事業者担当者情報でのみ入力することとなりました。

委任営業所等で申請を行う場合は、事業者担当者欄には委任営業所の担当者の情報を記載してください。

(5) フリガナ入力の一部廃止

- 事業者住所フリガナ及び担当者フリガナの入力を廃止しました。

(6) PDF データ提出方法について

- PDF データを電子申請に添付できるようになりました。電子申請にPDF データを添付した場合は、CD-R の提出は不要です。ただし、前回定期審査と同様に CD-R での提出も可能です。

(7) 実印の押印について

- 本組合の定めた様式のうち、実印の押印が必須になる書類は「誓約書」のみとなりました。

「委任状」、「使用印鑑届（原則不要）」、「【建設のみ】適用除外誓約書」、「役員名簿」の実印の押印は不要となりました。

ただし、「使用印鑑届」に押印する「使用する印鑑」が実印の場合、使用印鑑届に実印を押印する必要があります。

(8) 市町村税の完納証明書について

- 令和6年度は「市町村税に未納がない証明書」と表記していましたが、完納証明書に表記を変更しました。完納証明書の要件は、組合が手引にて列挙した税目について、納期が到来している直近2事業年度分の納税が証明できることとなっております。

なお、未納がない証明書の提出又は納期が到来している直近2事業年度分の納税証明書の提出も完納証明書の代わりとして提出を認めております。

(9) 経審記載の技術職員数記入の廃止（建設のみ）

- 令和8年度から経審に記載されている技術職員数の入力廃止しました。

(10) 技術者経歴書の廃止（測量のみ）

- 令和8年度から「技術者経歴書」の提出は不要となりました。

(11) 希望業種の名称変更（物品のみ）

- 令和8年度から「1006 消防自動車」を「1006 消防自動車又は救急自動車」に変更しました。